

重要事項のご説明

ビジネス総合保険制度

タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- この書面は、ビジネス総合保険(タフビズ賠償総合保険^(注1)・タフビズ建設業総合保険^(注2))に関する重要な事項を説明しています。ご加入前に必ずお読みになり、加入申込票の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
 - この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款、特約(以下「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
 - 加入申込者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- (注1)タフビズ賠償総合保険は「企業包括特別約款・企業総合賠償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。
(注2)タフビズ建設業総合保険は「企業包括特別約款・企業総合賠償特約(建設業用)セット賠償責任保険」のペットネームです。

契約概要 ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ▶ ご加入に際して加入申込者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、加入者証に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険普通保険約款 + 企業包括特別約款 + 企業総合賠償特約 + 企業総合賠償特約(建設業用)
+ 各種特約^(注)

(注)セットできる主な特約については「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

- ・この保険は、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイドプラン」「ベーシックプラン」「エコノミープラン」の中から、いずれかのプランをご選択のうえご契約していただきます。各プランでお支払いする主な保険金の種類は、「(2)補償内容②保険金をお支払いする主な場合および④お支払いする保険金」をご参照ください。
- ・この保険契約は、日本商工会議所を保険契約者とし、各地商工会議所の会員事業者を加入者とする団体契約です。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

記名被保険者(加入申込票の記名被保険者欄に記載された方)が被保険者となります。ただし、補償の内容によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

本重要事項のご説明の6～12ページ「補償内容の詳細」をご参照ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

本重要事項のご説明の6～12ページ「補償内容の詳細」をご参照ください。

④お支払いする保険金

本重要事項のご説明の6～12ページ「補償内容の詳細」をご参照ください。

(3) セットできる主な特約

本重要事項のご説明の8ページ「補償内容の詳細」をご参照ください。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5) 引受条件(支払限度額、保険金額、免責金額等)

契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」、「保険金額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時の1年間となります。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料と払込方法等

(1) 保険料・制度維持費

契約概要

保険料^(注)は、支払限度額(保険金額)、保険料算出の基礎数値(売上高等)等により決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)加入申込者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

なお、保険料のほかに入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は月払となっております。保険責任開始月の翌月よりご指定の口座から毎月引き落としします。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(3) 保険料の振替不能が発生した場合

注意喚起情報

残高不足等により保険料の口座振替ができなかった場合、翌月に2か月分を振り替えます。

2か月連続で振替ができなかった場合は、初回振替不能日の前月1日をもって本制度から自動脱退となりますのでご注意ください。ご加入後、最初の振替日から2か月連続で振替ができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- 加入申込者または被保険者になる方には、加入申込票^(注)の記載事項について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
(注)ご加入時に当社にご提出していただく書類で、ご加入に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- ご記入いただいた加入申込票の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、加入申込者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご加入に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- 加入申込票の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
- このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III. 契約後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- 加入申込者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が加入申込者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと^(注)がありますので、ご注意ください。
(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項

- 加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- 事業を廃止または譲渡した場合
- 加入申込者の住所または連絡先を変更した場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 脱退と返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を脱退される場合には、保険契約者を通して代理店・扱者または当社までお申し出ください。脱退の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 調査について

事故の発生の予備措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを加入申込者または被保険者をお願いすることがあります。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

Ⅳ. その他、留意していただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

当社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

■ 日本商工会議所は、本保険契約に関する個人情報を当社および各地商工会議所に提供します。

■ 日本商工会議所は、本保険契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答のほか、団体保険その他傘下団体が行う各種情報・サービスの案内・提供を行うために利用させていただきます。

本保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込ください。

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、当社のグループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社ホームページをご覧ください。当社までお問い合わせください。
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

4 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本
	など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
① 損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 被保険者名簿(従業員名簿等) ・ 労働者派遣契約書 元請下請の関係を示す書類 ・ 工事契約書、請負書 リース・レンタル等の契約書 ・ 受託した物であることの確認資料 販売先、レンタル先等を示す台帳等 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 法令等で記録・保管等が義務付けられている帳簿等の書類 <p style="text-align: right;">など</p>
② 損害の額を証明する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 示談書またはこれに代わる書類 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 購入時の領収書・保証書・仕様書 ・ 函面(配置図、建物図面)・仕入売上伝票 当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料 死亡診断書、死体検案書 ・ 法定外補償規定 葬儀費明細書、領収書 ・ 交通費・諸費用の明細書 ・ その他の支出した費用の額を示す書類 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) 受領している年金額を示す資料 ・ 政府労災からの支給額を示す資料 <p style="text-align: right;">など</p>
③ その他の書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 運転資格を証明する書類(免許証など) ・ 自賠責証明書および任意自動車保険の証券 権利移転書 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) <p style="text-align: right;">など</p>
(5) 工事目的物、工事に用いた設備、什器・備品、資材等の損害に関する保険金請求に必要な書類	
① 事故の発生を証明する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 <p style="text-align: right;">など</p>
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書、自社工事明細書、新調達価額見積書 函面(配置図、建物図面)、修理工程表、作業日報 請負工事契約書・内訳書、工事見積金額の内訳書、工事工程表 損害防止に支出した費用を示す書類 支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) <p style="text-align: right;">など</p>
③ その他の書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 権利移転書 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) <p style="text-align: right;">など</p>
(6) 休業損害・その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
① 事故の発生を証明する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 <p style="text-align: right;">など</p>
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) 財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類 ・ 月次試算表 支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・ 復旧通知書、復旧工程表 <p style="text-align: right;">など</p>
③ その他の書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) <p style="text-align: right;">など</p>

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いたします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

6 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険契約は、売上高、完成工事高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。この場合の保険料算出の基礎数値は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の数値を用います。^(注)

(注) 新規事業者等で最近の会計年度(1年間)の数値が把握できない場合は、事業計画書の見込数値を用います。

※この保険契約は、暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に算出される確定保険料との差額を精算いただく契約方式(確定精算方式)のお取扱いはできません。

(1) 保険料算出の基礎について

① 加入申込票の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

② 保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 注意事項

① 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

② お申込み時にご申告いただいた加入申込票記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

③ ご契約が保険期間中に解除・脱退された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

【保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて】

【代理店・扱者】	
【電話番号】	※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060(無料)

受付時間 平日9:00~17:00

(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(日本商工会議所)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**

0120-985-024 (無料)

※受付時間 [24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022-808

※受付時間 [平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

<ご契約いただく内容に関する確認事項>

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入申込票・加入申込票明細書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者・代理店・扱者または当社までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

● 今回お申し込みいただくご契約についてご確認をお願いします。

1. 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。

① 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)

② 支払限度額

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

● また、現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には保険契約者、代理店・扱者または当社までお申し出ください。

補償内容の詳細

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款、企業総合賠償特約または企業総合賠償特約(建設業用)、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1-1. 基本の補償(賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款、企業総合賠償特約または企業総合賠償特約(建設業用)の基本条項)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
<p>保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)施設・業務危険補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の所有、使用または管理に起因する損害 仕事の遂行に起因する損害 <p>(2)生産物危険補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の占有を離れた生産物に起因する損害 仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後、生じた事故による損害 <p>(注1)滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者、その役員、使用人 ②記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) ③記名被保険者の下請負人、その役員、使用人 <p><上記(1)のみ></p> <ol style="list-style-type: none"> ④発注者(下請業者にとっての元請業者を含みません。) ⑤下請製造業者 ⑥販売業者(記名被保険者の生産物の販売業務を遂行する者) 	<p>保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。) 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因して販売業者が負担する損害賠償責任 <ol style="list-style-type: none"> ①生産物に物理的変化または化学的変化を加えること。 ②再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおり再梱包した場合を除きます。 ③設置、点検または修理業務 ④記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え ⑤記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること。 <p>被保険者の下請負人またはその使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>工事に従事中の被保険者の使用人の身体の障害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が負担する損害賠償責任</p>
お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	

名称	説明	支払額	限度額
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	①～④の合計額	保険証券に記載された支払限度額
②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用		
③権利保全行使費用	権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用		
④緊急措置費用	応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用		
⑤協力費用	損害賠償請求の解決にあたり被保険者が当社に協力するために要した費用	実費	なし
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等	実費	なし。ただし、①が支払限度額を超える場合は、下記を限度とします。 争訟費用×支払限度額÷①損害賠償金

上記すべての保険金の合計で、保険証券記載の保険証券総支払限度額を限度とします。ただし、工事物損害補償特約を除きます。

1-2. ベーシックプラン・ワイドプランに自動的にセットされる企業総合賠償特約または企業総合賠償特約(建設業用)の補償内容

特約の主な概要は次のとおりです。

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
構内専用車等危険補償	作業場内および施設内における自動車または作業場内における車両の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害
従業員所有自動車危険補償	従業員が業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害 対象従業員が、従業員所有自動車について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員所有自動車を使用または管理したことにより生じた損害。ただし、対象従業員が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、対象従業員がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
管理財物損壊補償	被保険者の管理下にある他人の財物 ^(注) (以下「補償管理財物」といいます。の)損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)第三者から借用中の財物、支給された資材・商品等の財物、保管、修理等を目的に受託している財物、運送または荷役のために受託している財物を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取による損害 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊による損害 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またははねずみ食いもしくは虫食いによる損害

(次ページにつづく)

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
管理財物損壊補償		(前ページからのつづき) ・補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発による損害 ・補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊による損害 ・被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による損害 など
来訪者財物損壊補償	施設内で保管する来訪者の財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	・来訪者の財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少による損害 ・被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ・来訪者の財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者の財物の損壊に起因する損害 ・来訪者の財物に対する修理、点検または加工等に起因して、来訪者の財物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害 など
生産物自体の損害補償	事故の原因となった生産物自体の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
国外一時業務危険補償	被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
国外一時持出・流出生産物危険補償	・被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時的に日本国外に持ち出された生産物に起因して日本国外で発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いします。 ・被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物に起因して日本国外で発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いします。	・この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求 ・被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物による損害 ・被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物による損害 ・次のいずれかに該当する生産物による損害 ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分 イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料装置などの部品類 ウ. たばこ など
人格権侵害補償	名誉毀損またはプライバシーの侵害などによる不当行為に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ・最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任 など
広告宣伝活動による権利侵害補償	不特定多数の人に対する広告宣伝活動による名誉毀損、プライバシー侵害および著作権侵害等に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	・事実と異なることを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害 ・商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた損害賠償責任 ・宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任 ・被保険者の業務が広告、放送または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 など
使用不能損害拡張補償	保険期間中に発生した他人の財物の使用不能に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合	・被保険者が使用または管理する他人の財物または生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した損害 など

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	費用保険金の種類
初期対応費用補償	緊急的対応のために支出した初期対応費用をお支払いします。	・事故現場の保存に要する費用 ・事故現場の取片付けに要する費用 ・事故状況または原因を調査するために要した費用 ・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ・通信費 ・損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。 など
訴訟対応費用補償	損害賠償請求を解決するために要した訴訟対応費用をお支払いします。	・被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ・被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ・訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ・被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ・意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ・増設したコピー機の賃借費用 など
ブランドイメージ回復費用補償	ブランドイメージの回復または失墜防止のために支出したブランドイメージ回復費用をお支払いします。	・事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用 ・被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物については品質管理改善等の費用に限るものとします。(身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。) など

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	費用保険金の種類
被害者治療費等補償	被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した費用で、通常要する費用をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。

2 エコノミープランに自動的にセットされる特約の補償内容

特約名称	主な内容
生産物危険限定補償特約	<p>生産物危険のみを補償する特約で、下記の規定を適用しません。</p> <p>①企業包括特別約款 施設・業務危険条項</p> <p>②企業総合賠償特約、企業総合賠償特約(建設業用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害・財物損壊補償条項第2条(保険の対象)(1)および(2) 構内専用車等危険補償 ・従業員所有自動車危険補償 ・管理財物損壊補償 ・来訪者財物損壊補償 国外一時業務危険補償 ・人格権侵害補償 ・広告宣伝活動による権利侵害補償 ・使用不能損害拡張補償 初期対応費用補償 ・訴訟対応費用補償 ・ブランドイメージ回復費用補償 ・被害者治療費等補償

3 ワイドプランに自動的にセットされる特約の補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる特約です。特約の主な概要は次のとおりです。

(注)以下では、それぞれの特約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)」を記載しています。このほか、基本の補償の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
受託物損壊補償特約	<p>第三者から借用中の財物、被保険者に支給された資材・商品等の財物、被保険者の所有するまたは賃借する施設において保管、修理等を目的に受託している財物、運送または荷役のために受託している財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する物は上記に掲げる財物に含みません。</p> <p>①土地およびその定着物 ②動物、植物等の生物 ③船舶および航空機 ④自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車 ⑤上記③または④に定着または装備されている物 ⑥企業総合賠償特約または企業総合賠償特約(建設業用)の「用語の説明」に規定する来訪者財物</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
データ損壊復旧費用補償特約	<p>保険期間中に他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	—
工事遅延損害補償特約	<p>事故による対象工事の遅延に起因する損害に対して、次のすべての条件を満たす場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>①対象工事に起因して原因事故が発生し、損害賠償金が発生すること。 ②上記①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延すること。</p>	—
借用イベント施設損壊補償特約	<p>イベント等のために他人から賃借する建物(借用イベント施設)が不測かつ突発的な事故により損壊したことに起因する損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い 借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 借用イベント施設の自然の消耗 借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由 被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊

4 その他の任意にセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。

※以下では、それぞれの特約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)」を記載しています。このほか、基本の補償の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
借用不動産損壊補償特約	<p>被保険者^(注1)が社宅、事務所、店舗^(注2)として他人から借用する建物または戸室(借用戸室^(注3))が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。</p> <p>(次ページにつづく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事によって生じた損害。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害 ①差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊 <p>(次ページにつづく)</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
借用不動産 損壊補償特約	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(注1)この特約において、被保険者とは、借戸室の賃借人である記名被保険者のみをいい、被保険者の役員および従業員は含みません。</p> <p>(注2) 宅宅、事務所または店舗には、工場および倉庫を含みません。</p> <p>(注3) 仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物を除きます。</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>②借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損壊</p> <p>③借戸室の欠陥によって生じた損壊</p> <p>④借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊</p> <p>⑤外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借戸室の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損壊</p> <p>⑥詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊</p> <p>⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊</p> <p>⑧借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であつて、借戸室ごとに、その借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊</p> <p>⑨借戸室の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊</p> <p>⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊</p> <p>⑪風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入によって生じた損壊</p> <p>・被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>・被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など</p>
サイバー リスク 補償特約	<p>(1) 賠償損害補償</p> <p>・記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補償します。</p> <p>①次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>ア. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報</p> <p>イ. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報</p> <p>②上記①を除き、記名被保険者が行う情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由</p> <p>ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害</p> <p>イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊</p> <p>ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害</p> <p>エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>(2) プロテクト費用補償</p> <p>・情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る費用を補償します。ただし、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <p>①公的機関に対する文書による届出または報告等</p> <p>②新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等</p> <p>③被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付</p> <p>④公的機関からの通報</p> <p>・上記にかかわらず、上記(1)①および②の事由、①または②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃以外のサイバー攻撃またはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <p>①公的機関からの通報</p> <p>②記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告</p>	<p>・次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害</p> <p>①被保険者の犯罪行為</p> <p>②被保険者の故意または重過失による法令違反</p> <p>③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為</p> <p>④業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を受ける必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為</p> <p>⑤業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為</p> <p>・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害</p> <p>①身体障害に対する損害賠償請求</p> <p>②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求</p> <p>③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求</p> <p>④特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求</p> <p>⑤他の被保険者からなされた損害賠償請求</p> <p>・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害</p> <p>①この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>②この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>・次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害</p> <p>①偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い</p> <p>②国または公共団体の公権力の行使</p> <p>③被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリル活動等の侵害行為</p> <p>・左記(1)②については、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害</p> <p>①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤</p> <p>②履行不能または履行遅滞</p> <p>③業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合</p> <p>④人工衛星の損壊または故障</p> <p>⑤被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為</p> <p>ア. 業務の対価の見積もりまたは返還</p> <p>イ. 業務の対価の過大請求</p> <p>ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更</p> <p>エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝</p> <p>⑥商品、サービス、仕事等の誤発注</p> <p>⑦記名被保険者が金融機関に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為</p> <p>ア. 情報システムにおける資金の移動</p> <p>イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引</p> <p>⑧記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害</p> <p>ア. 電気事業法に定める電気事業者</p> <p>イ. ガス事業法に定めるガス事業者</p> <p>ウ. 熱供給事業法に定める熱供給事業者</p> <p>エ. 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者</p> <p>・左記(1)②については、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。</p> <p>①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用または管理</p> <p>②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報</p> <p>③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムまたは電子情報 など</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
休業損害補償特約	<p>保険期間中に生じた次の事故によって保険の対象が損害を受けたことによる損失または営業継続費用(以下「損失等」といいます。)を補償します。</p> <p>①火災、落雷または破裂・爆発 ②風災、雹災または雪災 ③水ぬれ ④騒擾、労働争議等 ⑤航空機の墜落、車両の衝突等 ⑥建物の外部からの物体の衝突等 ⑦盗難 ⑧水災 ⑨電氣的または機械的事故 ⑩上記①～⑨の事故以外の不測かつ突発的な事故</p> <p><保険の対象> 日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(以下「対象物件」といいます。)をいい、次に掲げる物も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分 敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等 敷地内に所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等 対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備 <p><保険の対象に含まれないもの></p> <ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築、修繕または取壊し中の建物 組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等 仮工事の目的物、工事前仮設備、工事前仮設 <p>建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事前材料または工事前仮設材</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、軌道その他の土木構造物 栈橋、護岸およびこれに取り付けられた設備・装置 海に所在する建物、屋外設備・装置および動産 自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品 通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 上記に規定する者以外の者が休業損害保険金または営業継続費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 左記の①から⑥までまたは⑧から⑩までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害 万引き等によって商品・製品等に生じた損害 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害には、フィラメントのみに損害が生じた場合も含まれます。) 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害 次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等。この場合の損失等には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損失等、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損失等を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 次に掲げる事由によって生じた損失等 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断 ③労働争議 ④脅迫行為 ⑤水源の汚染、漏水または水不足
食中毒・特定感染症利益補償特約	<p>(1)利益損失補償 次の①または②に該当する事由により、保険証券記載の被保険者の仕事(以下「営業」といいます。)が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用をいいます。)に対して、利益保険金を補償します。</p> <p>①次のいずれかに該当する食中毒に関する事由 ア. 保険証券記載の被保険者の営業施設(以下「施設」といいます。)における食中毒の発生^(注1) イ. 施設において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生^(注1) ウ. 上記ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置</p> <p>②別表1^(注2)に掲げる感染症に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、別表1^(注2)に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置</p> <p>利益保険金の支払限度額は、次の金額とします。ただし、前記①および②を合算して、保険期間中につき1,000万円を限度とします。</p> <p>①前記①の事由により保険金を支払う場合には、1回の事故および保険期間中につき1,000万円 ②前記②の事由により保険金を支払う場合には、1回の事故および保険期間中につき500万円</p> <p>(2)緊急対応費用補償 指定感染症等^(注3)に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置が保険期間中に発生したことにより、被保険者に生じた損失に対して、緊急対応費用保険金を補償します。</p> <p>緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。なお、緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上生じた場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間中に20万円を限度とします。</p> <p>(注1)食中毒の発生は、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限り、かつ、(注2)詳細は「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。</p> <p>(注3)以下のいずれかに該当する感染症をいいます。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症^(注4)を除きます。 (次ページにつづく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって発生した事故による損失 被保険者の故意または重大な過失による法令違反によって発生した事故による損失 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾によって発生した事故による損失 地震、噴火、洪水、津波または高潮によって発生した事故による損失 脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為によって発生した事故による損失 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失 事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。 この保険契約の保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約^(注1)である場合を除きます。 <p>(注1)継続契約とは、食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された当社との保険契約の保険期間の終了日^(注2)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。</p> <p>(注2)その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。</p> <p>など</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
食中毒・特定感染症利益補償特約	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、別表1(注2)に掲げる感染症を除きます。</p> <p>(注4)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま。</p>	
リコール費用補償特約	<p>生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより負担した費用を補償します。ただし、生産物の回収等の実施は、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれ、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限りま。</p> <p>①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等(届出または報告等は、文書による届出または報告等に限りま。)</p> <p>②被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(社告は、回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物の欠陥の存在、欠陥に起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に当社が認めたものに限りま。インターネットのみによるものを含まません。)</p> <p>③回収等の実施についての行政庁の命令</p> <p><損害の範囲> 次のいずれかに該当するもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限りま。</p> <p>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</p> <p>②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用</p> <p>③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用</p> <p>④回収生産物の修理費用</p> <p>⑤代替品の製造原価または仕入原価</p> <p>⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価</p> <p>⑦回収生産物または代替品の輸送費</p> <p>⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用</p> <p>⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等</p> <p>⑪回収生産物の廃棄費用</p> <p>⑫信頼回復広告費用</p> <p>⑬在庫品廃棄費用</p> <p>⑭コンサルティング費用</p>	<p>・次の財物の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、被保険者が製造・販売等を行った財物が次の財物の成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合は、この規定は適用しません。</p> <p>①血液製剤</p> <p>②たばこまたは電子たばこ</p> <p>③武器</p> <p>④航空機</p> <p>・次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ</p> <p>②保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾</p> <p>④地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>⑤生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由。ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。</p> <p>⑥消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等</p> <p>⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑧石棉(アスベスト)の組成、含有、付着またはこれらのおそれ</p> <p>⑨生産物の修理または代替品の欠陥</p> <p>⑩牛海綿状脳症(BSE)もしくは口蹄疫またはこれらのおそれ</p> <p>⑪高病原性鳥インフルエンザ</p> <p>⑫次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為</p> <p>ア.被保険者</p> <p>イ.上記ア.に規定する者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関</p> <p>⑬生産物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示 など</p>
工事物損害補償特約	<p>・日本国内の工事現場において発生した対象工事の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害を補償します。</p> <p>・記名被保険者の所有もしくは使用する工場または資材置場などにおいて保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。</p> <p>・対象工事のメンテナンス期間中については、次の①または②に掲げる不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した工事の対象物に生じた損害を補償します。</p> <p>①修補作業中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故</p> <p>②施工の欠陥による事故</p> <p><対象工事></p> <p>・記名被保険者によって保険期間中に日本国内で行われているすべての建築工事、設備工事および土木工事</p> <p><対象外工事></p> <p>①解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事</p> <p>②建物移設工事</p> <p>③ガラス温室工事または膜構造物工事</p> <p>④調査工事</p> <p>⑤試験工事</p> <p>⑥浚渫工事</p> <p>⑦捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事</p> <p>⑧船舶にかかわる工事</p> <p>⑨請負契約が締結されていない工事</p> <p>⑩1工事の請負金額が100億円を超える工事</p> <p><保険の対象></p> <p>・工事現場における次のいずれかに該当する物に限りま。</p> <p>①対象工事の工事の対象物</p> <p>②上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物</p> <p>③上記①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設物</p> <p>(次ページにつづく)</p>	<p><すべての工事共通></p> <p>・保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>・風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外部の部分が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雹災、寒気、霜、氷、雪、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。</p> <p>・テロ行為等によって生じた損害(1工事あたりの請負金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。)</p> <p>・損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害</p> <p>・残材調査の際に発見された紛失または不足による損害</p> <p>・保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害</p> <p>・工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼、鋼管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害</p> <p>・雪災に起因して保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害または費用</p> <p>①温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害</p> <p>②コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害</p> <p>③除雪費用</p> <p>④融雪洪水による損害</p> <p>・この保険契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。)により保険の対象に生じた損害</p> <p>・芝、樹木その他の植物の枯死の損害 など</p> <p><設備工事></p> <p>①各対象工事の着工時以前に既に古品機械に存在していた設計、施工、材質もしくは製作の欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食によりその古品機械に生じた損害</p> <p>②耐火レンガ等の耐火材および耐火材に生じた損害 など</p> <p><土木工事>(建築工事または設備工事に付随する土木工事を含みます。)</p> <p>①保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害</p> <p>②土木工事の設計の欠陥によってその欠陥のあった部分に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分に生じた損害については、この規定を適用しません。</p> <p>③土木工事の施工、材質もしくは製作の欠陥の修理、代替、補強に要した費用または他の追加費用</p> <p>(次ページにつづく)</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
工事物損害補償特約	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)</p> <p>⑤工事用材料および工事用仮設材</p> <p>⑥上記③から⑤までに掲げる物は、対象工事でない場合には、保険の対象に含まれません。</p> <p><工事用仮設備・工事用機械器具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者または記名被保険者の下請負人が所有する据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品(工事用機械等)は、工事現場にある場合に限り、保険の対象に含まれます。ただし、次に掲げる物は、工事用機械等に含まれません。 ①切削工具、研磨工具、治具、工具類、金型、型ロールその他の型類 ②燃料、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理剤その他の運転に供せられる資材 ③フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠 ④基礎 	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>④矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損、破損または引抜き不能の損害</p> <p>⑤掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害</p> <p>⑥土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用</p> <p>⑦矢板、くい、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用</p> <p>⑧基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用</p> <p>⑨切土・盛土法面、整地面もしくは自然面の肌落ちまたは浸食の損害</p> <p>⑩土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害</p> <p>⑪仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害</p> <p>⑫捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害</p> <p><工事用仮設備・工事用機械器具></p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって工事用機械等を管理する者が知っていたまたは重大な過失によって知らなかった欠陥によって生じた損害</p> <p>②工事用機械等の電氣的または機械的事故によって生じた損害</p> <p>③紛失または置き忘れによって生じた損害</p> <p>④詐欺または横領によって生じた損害</p> <p>⑤保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇用人もしくは同居の親族または工事用機械等の管理を委託された者の役職員、従業員もしくは特別雇用人が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害</p> <p>⑥すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、工事用機械等ごとに、その工事用機械等が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>⑦工事用機械等に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</p> <p>⑧腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによって、その部分に生じた損害</p> <p>⑨日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害</p> <p>⑩次のいずれかに該当する間に生じた損害</p> <p>ア.法令に定められた運転資格を持たない者によって自動車が運転されている間</p> <p>イ.道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車が運転されている間</p> <p>ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車が運転されている間</p> <p><メンテナンス期間></p> <p>①被保険者が法律上または工事の請負契約上、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害</p> <p>②工事の対象物の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害</p> <p>③保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった工事の対象物の施工の欠陥によって生じた損害</p> <p>④日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害</p> <p>⑤腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害</p> <p>⑥工事の対象物の沈下によって生じた損害</p> <p>など</p>
地盤崩壊危険補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事(以下「工事」といいます。)に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因する、土地、土地の工作物もしくは植物の損壊または動物の死傷(以下「財物の損壊」といいます。)について、損害賠償責任を補償します。 ・工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、損害賠償責任を補償します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ・保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ・シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任 ・シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任 ・被保険者と発注者を同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者が支出した薬液注入にかかる費用、設計変更または工事変更のための費用 など

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

201030(2020年11月承認)GA20C010636(46-170差込)